北海道支部における学生奨励賞の選奨規程

(平成 22 年 4 月 6 日制定)
(平成 24 年 2 月 20 日改定)
(平成 27 年 10 月 2 日改定)
(平成 27 年 12 月 21 日改定)
(平成 29 年 6 月 7 日改定)
(令和元年 12 月 25 日改定)
(令和 5 年 12 月 15 日改定)

北海道支部における学生奨励賞の選定は，本選奨規程によって行う．

1. 電子情報通信学会が定款に定める事業の一つに基づき，電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関して今後の活躍が期待できる優秀な学生を表彰するものである．
2. 本賞は「学生奨励賞」と称す．
3. 学生奨励賞を選定するため，北海道支部運営委員会に学生奨励賞選奨委員会を設置する．選奨委員会は北海道支部支部長，学生会顧問，庶務幹事ならびに選奨委員会委員長が任命する若干名で構成される．北海道支部支部長を選奨委員会委員長とし，選奨委員会に幹事 1 名をおく．
4. 学生奨励賞の受賞候補者は，当該年度に卒業又は修了見込みの学生で，過去に本学生奨励賞を受賞していない北海道在住の者とする．
5. 選奨委員会は推薦に基づき受賞者の選定を行う．被推薦者の中から各年度 10 名程度を選定する．推薦様式は別途定める．
6. 受賞対象者は成績優秀者，優れた研究業績をあげた者と学生ブランチ活動の活性化に貢献した者とする．但し，学生ブランチ活動に対しての受賞は学生ブランチ顧問の推薦がある場合だけ選奨委員会で選定を行う．
7. 学生奨励賞の選定は一般応募と推薦応募によって行う．
8. 推薦応募による選定は支部学生員 10 名程度以上が所属する大学・学科・専攻等に対して，機関推薦枠として候補者 1 名の枠を与え，推薦依頼を行う．
9. 一般応募による選定は，応募者の中から学生奨励賞選定に係る内規に基づいて選定を行うこととする．推薦は支部所属の正員からのものに限る．また，各推薦者が推薦できる数は 1 件とする．
10. 選奨委員会は受賞候補者を支部運営委員会に報告する．受賞者は，支部運営委員会の承認を経て決定する．
11. 学生奨励賞は賞状及び賞金とする．賞金は 1 件につき 20,000 円とする．

付則 本規程の改廃は，北海道支部運営委員会の承認を得るものとする．
付則 本規程は，平成 29 年度より施行する．
付則 本規程は，令和 5 年度より施行する．